（令第三条第一項第一号ロの内閣府令で定める額）

第二十条　令第三条第一項第一号ロの内閣府令で定める額は、同号イに規定する単位療養額を合算した額に十分の一を乗じて得た額とする。

（障害見舞金の額）

第二十一条　令第三条第一項第二号の内閣府令で定める額は、別表上欄に定める障害の程度に応じた等級に対応する同表中欄に定める額（令第五条第二項第四号に掲げる場合及び第二十六条第二号に掲げる場合に係る障害にあっては、その額に二分の一を乗じて得た額）とする。

２～５　［略］

（令第五条第一項第二号の内閣府令で定める疾病）

第二十二条　令第五条第一項第二号の児童生徒等の疾病でその原因である事由が学校の管理下において生じたもののうち内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～八　［略］

（障害の程度）

第二十三条　令第五条第一項第三号の負傷又は疾病が治った場合において存する障害のうち内閣府令で定める程度のものは、別表下欄に定める程度のものとする。

（令第五条第一項第四号の内閣府令で定める死亡）

第二十四条　令第五条第一項第四号の児童生徒等の死亡でその原因である事由が学校の管理下において生じたもののうち内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三　［略］

（令第五条第一項第五号の内閣府令で定める死亡）

第二十五条　第五条第一項第五号の内閣府令で定める死亡は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

（令第五条第二項第五号の内閣府令で定める場合）

第二十六条　令第五条第二項第五号の内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三　［略］

（災害共済給付契約の契約締結期限）

第二十七条　令第六条第二号の内閣府令で定める契約締結期限は、各年度について、当該年度の五月三十一日とする。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

（教育職員免許法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

２　この省令の施行の日前に第一条の規定による改正前の教育職員免許法施行規則附則第八項第三号ハ（これに基づく告示を含む。）の規定により文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めた施設は、第一条の規定による改正後の教育職員免許法施行規則附則第八項第三号ハ（これに基づく告示を含む。）の規定により文部科学大臣が内閣総理大臣と協議して定めた施設とみなす。

（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

３　第二条の規定による改正後の義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行規則の規定は、令和五年度以降の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で令和五年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（令第三条第一項第一号ロの文部科学省令で定める額）

第二十条　令第三条第一項第一号ロの文部科学省令で定める額は、同号イに規定する単位療養額を合算した額に十分の一を乗じて得た額とする。

（障害見舞金の額）

第二十一条　令第三条第一項第二号の文部科学省令で定める額は、別表上欄に定める障害の程度に応じた等級に対応する同表中欄に定める額（令第五条第二項第四号に掲げる場合及び第二十六条第二号に掲げる場合に係る障害にあっては、その額に二分の一を乗じて得た額）とする。

２～５　［同上］

（令第五条第一項第二号の文部科学省令で定める疾病）

第二十二条　令第五条第一項第二号の児童生徒等の疾病でその原因である事由が学校の管理下において生じたもののうち文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～八　［同上］

（障害の程度）

第二十三条　令第五条第一項第三号の負傷又は疾病が治った場合において存する障害のうち文部科学省令で定める程度のものは、別表下欄に定める程度のものとする。

（令第五条第一項第四号の文部科学省令で定める死亡）

第二十四条　令第五条第一項第四号の児童生徒等の死亡でその原因である事由が学校の管理下において生じたもののうち文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～三　［同上］

（令第五条第一項第五号の文部科学省令で定める死亡）

第二十五条　第五条第一項第五号の文部科学省令で定める死亡は、次に掲げるものとする。

一・二　［同上］

（令第五条第二項第五号の文部科学省令で定める場合）

第二十六条　令第五条第二項第五号の文部科学省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三　［同上］

（災害共済給付契約の契約締結期限）

第二十七条　令第六条第二号の文部科学省令で定める契約締結期限は、各年度について、当該年度の五月三十一日とする。